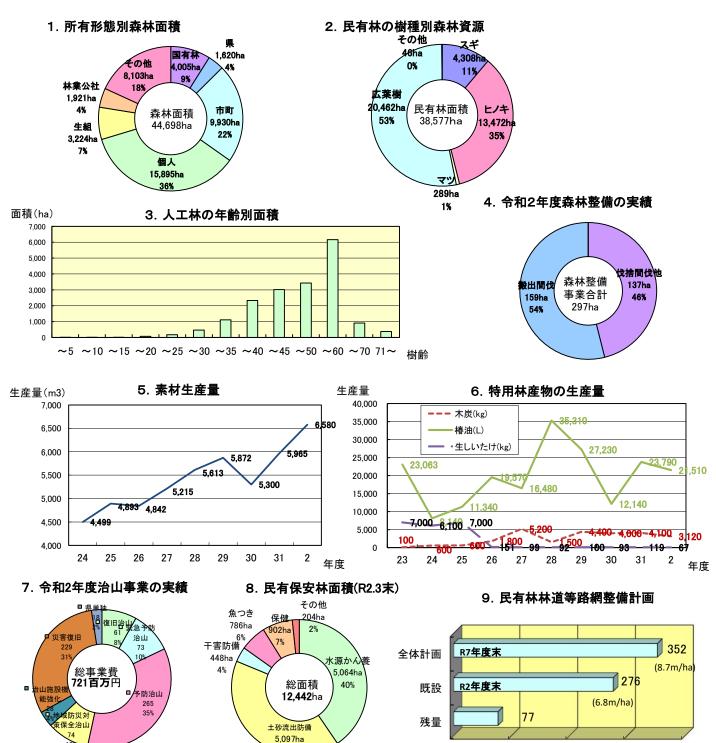
五島の森林・林業の概要(令和3年度版)

- 1. 五島列島は多くの島しょからなり、入り組んだリアス式の海岸部には風衝地が多く急峻である。林地は表土が浅く痩せているため林木の成長が悪い。
- 2. 五島の林野率は70%で、このうち民有林が91%を占めている。また、公有林が多く11,579haで民有林全体の28%あり、県内の他地域県平均13%に比べて高い割合を占めている。また生産森林組合(21組合)の森林面積が8%となっており、これまで入会林や共有林の整備が積極的に行われている。
- 3. 人工林率は約44%で県平均42%を若干上回っている。なお、人工林のほとんどはスギ、ヒノキで、中でもヒノキ (75%)の割合が多い。
- 4. 人工林の齢級は、8~12齢級(36~60年生)が全体の83%を占め、搬出間伐が可能な林分が増加している。
- 5. 令和2年度の森林整備面積は297haで、近年、搬出間伐(159ha)が増加しており素材生産量は6,580m3である。
- 6. 五島の令和2年次のツバキ油生産量は21.5KLで、県内で生産されるツバキ油の殆どを占め、全国でも有数の産地である。平成28年次(35.3KL)、平成29年次(27.2KL)、令和元年次(23.8KL)の生産量は本県が日本一となる主因であった。
- 7. 集中豪雨などによる山地災害から県民の生命・財産を守り、水源の涵養や生活環境の保全などを行うため治山事業を行っている。
- 8. 森林の適正な維持管理及び健全な林業経営を図るため、林道を積極的な整備を行っている。



100

200

延長(km)